

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種

☎ 駅南庁舎保健医療課 ☎ 0857-30-8640 ☎ 0857-20-3962

下記対象者は、接種費用の一部を市が負担します。接種券を9月下旬に送付していますので、ぜひご利用ください。

また、定期接種などによる健康被害が生じた場合は健康被害救済制度の対象となる可能性があります。詳しくは本市公式ウェブサイトをご確認ください。

対象者・接種費用（自己負担額）

■インフルエンザ予防接種

	対 象 者	接種回数	接種費用（自己負担額）
定期接種	① 65 歳以上の人	1 回	市民税課税世帯に属する人：1300 円 （本人が市民税課税者である場合を含む） 世帯員全員が市民税非課税の人*2：300 円
	② 60 ～ 65 歳未満で、一定の障がい ^{※1} を有する人		
任意接種	③ 満6 カ月以上 65 歳未満の重度の心身障がい者（障がい支援区分6 の人）・重症心身障がい児	13 歳未満：2 回 13 歳以上：1 回	生活保護世帯に属する人、中国残留邦人の人：無 料
	④ 満6 カ月以上から小学6 年生までの小児	2 回 （助成は1 回目のみ）	

■新型コロナウイルス感染症予防接種

	対 象 者	接種回数	接種費用（自己負担額）
定期接種	① 65 歳以上の人	1 回	市民税課税世帯に属する人：4500 円 （本人が市民税課税者である場合を含む） 世帯員全員が市民税非課税の人*2：1500 円
	② 60 ～ 65 歳未満で、一定の障がい ^{※1} を有する人		

※1 心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい^{※1}を有する者として厚生労働省令で定める人（各障がいについて身体障害者手帳1 級を有し、またはその障がいの程度が1 級と同程度と証明できる人）

※2 世帯員全員が市民税非課税の人で、接種券に記載の自己負担金が1300 円または4500 円になっている場合は、申請により、自己負担金を減額することができます。詳細は本市公式ウェブサイトをご覧ください。ただし、保健医療課までお問い合わせください。

インターネット公売

☎ 本庁舎収納推進課（21 番窓口）
☎ 0857-30-8161 ☎ 0857-20-3920

【参加申込期間】

10 月3 日（金）13:00 ～ 21 日（火）23:00

【入札期間（せり売形式）】

10 月28 日（火）13:00 ～ 30 日（木）23:00

詳しくは、本市公式ウェブサイト（インターネット公売）、KSI 官公庁オークションなどでご確認ください。

冬の贈り物は「とっとり市」へ

☎ とっとり市カスタマーセンター
☎ 0857-54-1952 <https://tottori-ichi.jp/>

鳥取市公認インターネットショップ「とっとり市」では、贈答用として大変人気の晩生梨「王秋」の予約販売を開始しました。

10 月1 日より『冬の贈り物キャンペーン』を実施します（予算上限に達し次第終了）。詳しくはとっとり市のウェブサイトをご覧ください。



祝 日本遺産認定継続

☎ 本庁舎文化交流課（34 番窓口）
☎ 0857-30-8021 ☎ 0857-20-3040

麒麟のまち圏域の1 市6 町で取り組む日本遺産「日本海の風が生んだ絶景と秘境ー幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地『因幡・但馬』」は、令和元年5 月に認定を受けてから6 年が経過することから、日本遺産審査・評価委員会による認定継続の審査が行われました。審査の結果、認定継続（3 年間）が決定しました。

市民政策コメントの募集

提出方法 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、本市公式ウェブサイト（電子申請）、持参のいずれかで問い合わせ先まで

第12 次鳥取市総合計画（案）及び鳥取市地方創生アクションプラン（案）

☎ 本庁舎地方創生推進室（33 番窓口）
☎ 0857-30-8014 ☎ 0857-20-3040
✉ sousei@city.tottori.lg.jp

総合計画は、本市を将来にわたり持続的に発展させるため、市民などとの協働による総合的かつ計画的なまちづくりを進めていく指針となる計画です。また地方創生アクションプラン（創生総合戦略）は、人口減少対策など地方創生を進めていく上で、中長期的な施策の方針を定めるもので、プランを構成する施策は総合計画の重点施策として位置づけます。

このたび、「第12 次鳥取市総合計画（案）」と「鳥取市地方創生アクションプラン（案）」を作成しましたので、みなさんのご意見を募集します。

資料公開 本庁舎総合案内、本庁舎地方創生推進室、駅南庁舎総合案内、各総合支所、本市公式ウェブサイト

公開期間 10 月20 日（月）まで

提出期限 10 月20 日（月）必着

第3 期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画（案）

☎ 本庁舎協働推進課（27 番窓口）
☎ 0857-30-8177 ☎ 0857-20-3919 ✉ kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

本市では、安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくための基本的方針等を定めた「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」を策定しています。

このたび、令和8 年度から10 年間で計画期間とする新しい計画の案を作成しましたので、みな

Pick up information
ピックアップインフォメーション



新たな文化施設の整備に関する基本構想案

☎ 本庁舎文化交流課（34 番窓口）
☎ 0857-30-8021 ☎ 0857-20-3040
✉ bunka@city.tottori.lg.jp

本市は、市民会館、文化センター・ホール、福祉文化会館など、市民の文化芸術活動の場となっている文化施設の老朽化などへの対応が課題となっています。令和6 年8 月より新たな文化施設の整備に関する有識者会議を設置し、令和6 年2 月に策定した「ホール等文化施設のあり方に関する基本方針」を踏まえ、中心市街地における新たな文化施設の整備に係る基本構想案について、専門的な見地から検討を行ってきました。

このたび、有識者会議の意見を踏まえ、「新たな文化施設の整備に関する基本構想案」を策定しましたので、みなさんのご意見を募集します。

資料公開 本庁舎総合案内、本庁舎文化交流課、駅南庁舎総合案内、各総合支所、本市公式ウェブサイト

公開期間 10 月14 日（火）～ 11 月14 日（金）

提出期限 11 月14 日（金）必着

さんのご意見を募集します。

資料公開 本庁舎総合案内、本庁舎協働推進課、各総合支所、本市公式ウェブサイト

公開期間 10 月1 日（水）～ 24 日（金）

提出期限 10 月24 日（金）必着